

練馬区立石神井小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得る問題でもあるとの認識に立ち、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取り組みを進める。学校・家庭・地域が連携して、継続的に取り組みを進めていく。

いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守り、その解決にむけて組織的に対応していく。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る。教職員が、児童や学級の様子を見取り、細かな変容に気付く目を持ち、児童と同じ目線で物事を見て、考え、個々の置かれた状況を把握することが大事である。また、学級経営や行事等を通し、児童の自己有用感や自尊感情、充足感を高め、いじめの起こりづらい風土づくりに努め、いじめの発生抑え未然防止を心掛けていく。
- (2) いじめの未然防止・早期発見には、教職員の共通理解が不可欠である。校内組織を有効に機能させ、様々な問題へ敏速・適切に対応できる体制を構築するとともに、保護者や地域に対する働きかけを行っていく。
- (3) いじめが発生した場合、いかなる理由があってもいじめられた児童を守ることを基本に、いじめた児童の状況にも目を向け、必要に応じて関係諸機関と連携し、問題解決に向け迅速かつ粘り強く対応していく。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

- 具体的な取組や年間計画の策定・実行・検証等について
 - ・ 区のふれあい月間に合わせたアンケートの実施・集計・分析。
 - ・ 世界人権デーに合わせた全児童による「いじめ防止標語」の作成及び代表作品の紹介・掲示。
 - ・ 全校朝会時に校長等からの講話による全校一斉指導。
 - ・ 教職員に対するいじめに関する研修の実施。

② 組織の設置

- 本校において、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、管理職・生活指導主任・養護教諭（特別支援コーディネーター）・学年主任・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員等からなる、いじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」を設置する。
- いじめ事案発生時には、上記委員会に事案に応じた関係者を加え「緊急いじめ対策委員会」を設ける。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 道徳の授業において、児童の実態に応じて題材や資料等の内容を十分に検討して取り組む。「やさしさ」「他人を思いやる心」「友情や協力の大切さ」「自分と異なるもの認め、受容する心」など豊かな人間性をはぐくみ、いじめをしない、許さないという土壌を築く。
- 生活指導として、特に「あいさつ」重点とし、人との関わりを上手にもったり、好ましい人間関係を作り上げたりすることができるようにする。
- 児童が、インターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切かつ有意義なかかわり方、善悪の判断やルール、マナーを守ろうとする態度等養うため、情報モラル教育の充実を図る。
- 学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むようにすることに努める。読書活動（火曜日の読書タイム・読書旬間・保護者による読み聞かせ等）、各教科における伝え合う活動、言語環境、表現活動等に取り組む。
- 委員会活動・クラブ活動・たてわり班活動等の異学年交流を通し、他人を思いやる心や助け合い・協力し合う活動の充実を図る。
- 学級園や石神井公園を活用した自然体験活動、遠足・集団宿泊体験等の体験活動を充実させる。
- 児童が安心して過ごせる学級づくり・学校づくりを推進する。児童が主体的に参加し、活躍できる場面を多くできるように授業改善に努める。また、係や当番活動など自分の責任を自覚し、認めてもらえること、友達と協力して活動することのよさなど、自尊感情・自己肯定感を育めるように学級経営に取り組む。

② 児童生徒の主体的な活動の促進

- あいさつは人間関係を形成する基本であるとの認識から、児童自らがあいさつに取り組めるような指導を行う。代表委員会を中心として、自分たちから気持ちのよいあいさつができるようにしていくための方法を考えるなど、あいさつ運動等に児童が積極的・主体的に取り組めるようにする。

③ 教職員の指導力の向上

- 教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、各方針等を活用したり専門家等を活用した研修を行ったりして、児童に対する指導の充実を図る。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることを深く認識し、人権尊重・体罰防止についての研修を行う。
- インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例を通して、人権侵害・著作権・肖像権に関することも含み、情報セキュリティ・情報モラルに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行う。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

- 定期的にアンケートを実施し、未然防止・早期発見に努める。
- 教職員は、授業・休み時間・放課後等から児童の様子を観察し、他の教職員と連携しながら未然防止・早期発見に努める。

② 教育相談の充実

- 教職員は、普段から児童に相談しやすい環境づくりに努める。
- 児童が相談しやすいようにするため、年度当初にスクールカウンセラー・心のふれあい相談員の存在について周知し、必要に応じてかかわりがもてるように場を設定する。
- 児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、5年生について年度の早い時期にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校・学年便り、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- 学校評議委員会、PTA 運営委員会、情報モラル講習会等を積極的に活用し、保護者・地域に対して情報の提供と収集および啓発を促進する。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童生徒への支援

- 本人や周辺からの聞き取りし、事実確認を行う。
- 最後まで守り抜くこと・秘密を守ることなどを約束し、安心して生活が送れることを伝える。
- 自尊感情をもたせるよう言葉掛けを行う。
- 休み時間や登下校時など教師による見回り等を行い、被害が拡大しないように体制を整える。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。

② いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実確認をし、いじめをやめさせる。
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- いじめた子も、孤立感・疎外感をもたないよう配慮をする。

③ いじめにおける周囲児童の心理を把握した指導

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- 傍観することは、いじめを容認し荷担することと同じであることを理解させ、いじめられた児童のつらさ・苦しみを考えさせるように指導をする。
- いじめを見かけた時に、それを見過ごさず訴え出することは、人の命をも救う正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導をする。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- いじめの兆候を認知した場合は、ただちにいじめ対策委員会に報告し、学年間、学校全体で情報共有を図る。
- いじめ対策委員会は、適切な方法により早急に事実調査を行う。
- いじめを認知して場合には、学校としての方針決定を速やかに行う。ただし、いじめられた側

といじめた側の意識にずれが生じている場合は、十分に検討し、対応する。

- いじめを認知した場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜提供する。

⑤ 重大事態への対処

- 重大事態の発生時には、区教育委員会に速やかに報告し一体となって対応する。必要だと判断した場合は、警察・児童相談所等関係機関に通報する。
- 学校の説明責任を果たすという観点や誤った情報が広がり動揺を与えないようにするという観点から、個人情報に十分配慮する。
- 必要に応じていじめ対策緊急保護者会を開催し説明する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

- 児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。
- 児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭であり、家庭におけるルール作りや必要性について保護者会等で伝える。
- パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらおう。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合、保護者を通じて書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等の専門機関と連携して対応する。

⑦ 校（園）種間および関係機関との一層の連携

- 小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。
- 異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業（園）生や卒業時の学年集団等に関するいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。
- 必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応にあたる。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- 必要に応じて、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等を実態に即して点検・見直しを行う。
- 区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、組織的・計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- 教職員は、学校自己評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、改善に努める。
- 児童および保護者等が学校評価等を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等について定期的に評価する機会を設ける。

4 付則

付則（平成26年4月30日付け 練石小発 第20号）

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年5月1日から施行する。